

保護者の皆様

タブレット端末活用ガイドライン

令和5年9月21日施行
千代田区立お茶の水小学校

1 目的

本ガイドラインは、タブレット端末を活用した学習を行う際に必要なルールを示すものです。

2 貸与する物品

学習を行うために、下記物品を貸与します。

- (1) 端末（タブレット）
- (2) タイプカバー
- (3) 充電ケーブル
- (4) SIM カード（内蔵）

※タッチペンはお茶の水小学校で預かるものとし、授業の開始時に担当教諭が児童へ配布、その終了時に回収します。

3 手続き

貸与を受けた児童の保護者は、上記物品の貸与を受ける際に別紙「タブレット端末等借用書」を担任に提出してください。

4 貸与期間及び返却について

貸与期間は千代田区立お茶の水小学校に在学している期間とします。卒業、転学等の際には、貸与された機器を返却してください。

5 利用における注意事項

貸与されたタブレットの使用は自己責任が原則です。貸与を受けた児童及び保護者は、以下を遵守してください。

タブレット機器の不正利用によって生じた費用及び損害は貸与を受けた児童の保護者に負担していただくことになります。また、貸与を停止することもあります。

- (1) 学校内及び家庭学習の目的以外には使用しないこと。
- (2) 他者への転貸、売却、譲渡はしないこと。
- (3) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (4) 利用が許可されていない資源にアクセスしないこと。
- (5) ハードウェア、ソフトウェアの設定を変更しないこと。

- (6) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等を使用しないこと。
- (7) 個人の住所や電話番号等、個人情報の入力をしないこと。
- (8) 学校から指示のないファイルダウンロード、ソフトインストール、アンインストールをしないこと。
- (9) 学校に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信をしないこと。
- (10) アプリ内の課金等を行わないこと。
- (11) 他人への誹謗中傷（SNS、掲示板への投稿）などをしないこと。
- (12) 学校などのシステムを調べたりする行為、ハッキング行為等をしないこと。
- (13) USB メモリ等の外部記憶装置・周辺機器の接続及び利用をしないこと。
- (14) 端末は自己管理しその利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
- (15) 端末利用において不具合が生じた場合は遅延なく学校に報告し、指示を仰ぐこと。
- (16) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (17) 端末のそばでの飲食をしないこと。
- (18) 端末は、毎日自宅で充電を行うこと。

6 紛失、故障、盗難等について

次にあげる場合には直ちに学校に報告してください。

紛失、盗難、故意による毀損等の事故によって生じる費用がタブレット機器購入時の保障の範囲を超える場合には、その差額または全額を被貸与者の保護者に負担していただくこともあります。

- (1) 貸与した物品を紛失、破損したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
- (3) タブレット機器が正常に作動しなくなったとき。
- (4) データの改竄、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、またはそれらの恐れのある事実を発見したとき。

7 その他

- (1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行えません。
- (2) 本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、千代田区で協議し決定します。